

## 西郷義務教育学校のきまりに関する基本的な考え方

西郷義務教育学校では全ての西郷義務教育学校生が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくために学校のきまりを制定する。また、学校のきまりを制定する過程を通して、西郷義務教育学校生が自らよりよい社会や学校を創っていくために必要な社会性や考え方を身につけさせることをねらいとしている。

学校のきまりについては次の「学校としてあるべき姿」に基づいて西郷義務教育学校生が「決まり大正知隊」を中心に「学校のきまりの制定・改訂の仕方」に基づいて作成・見直しを行うこととする。自らよりよい社会や学校を創っていくために必要な社会性や考え方を身に付けさせるために、学校の職員だけでなく、保護者へ説明する場面や意見をもらう場面を設定する。

学校のきまりについては基本的に学校内及び教育課程内でのみ適用される。ただし、特別に記述があるきまりについてはその限りでない。

### 学校としてあるべき姿

- 1 全ての西郷義務教育学校生及び職員や来校者など全員が安全に学校生活を送ることができる。
  - 2 差別をしたり偏見をもったりすることなく、西郷義務教育学校生全員が安心して過ごすことができる。  
差別されない権利、偏見をもたれない権利が守られている。
  - 3 西郷義務教育学校生全員がありのままの自分を受け入れ、自信をもつことができる。  
自分の形質(生まれもった形や性質)を受け入れ、ありのままの自分でいいと思える。
  - 4 西郷義務教育学校生全員が一市民としての資質・能力を身に付け、成長する。  
みんなが学び、成長できる学校にし、社会に出て通用する考え方・感覚を身に付けることができる。
- ※ 数字が小さいものほどより重要視している。

### 学校のきまりの制定・改訂の手順

- 1 「決まり大正知隊」が中心となり「学校のあるべき姿」に基づき、学校のきまりの案(改訂案を含む)及び制定・改訂の理由を作成する。
  - 2 「決まり大正知隊」が作成した学校のきまりの案(改訂案を含む)及び制定・改訂の理由を西郷義務教育学校生及び職員に公表し、意見や質疑を募る。
  - 3 「決まり大正知隊」が2の意見や質疑に対し、その回答及び学校のきまりの案(改訂案を含む)及び制定・改訂の理由の見直しを行う。
  - 4 「決まり大正知隊」が作成した学校のきまりの案(改訂案を含む)についてPTA会長及び副会長に説明し、助言を得る機会を設ける。
  - 5 「決まり大正知隊」が作成した学校のきまりの案(改訂案を含む)について校長の承認を得る。
  - 6 校長の承認を得て決定した学校のきまりを「決まり大正知隊」が西郷義務教育学校生に公表する。  
また、職員が西郷義務教育学校のホームページで学校のきまり及び制定・改訂の理由を公開する。
- ※ 上の1~6の順に進めることとする。

※ 学校のきまりの案(改訂案を含む)の制定・改訂の理由についてはは合理的な説明ができなければならず、かつ、「学校としてあるべき姿」に反してはならない。